

芦屋市条例第 1 7 号

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年芦屋市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議員報酬) 第 2 条 議員報酬の額は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>7 5 7, 0 0 0 円</u> 副議長 月額 <u>6 7 0, 0 0 0 円</u> 議員 月額 <u>6 0 6, 0 0 0 円</u>	(議員報酬) 第 2 条 議員報酬の額は、次のとおりとする。 議長 月額 <u>7 3 7, 0 0 0 円</u> 副議長 月額 <u>6 5 3, 0 0 0 円</u> 議員 月額 <u>5 9 1, 0 0 0 円</u>

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。